

地域通貨「彦」が使える協力店募集要項

(目的)

彦根市が「美しいひこね創造事業」への参加登録者に対して交付する地域通貨「彦(げん)」(以下、地域通貨という。)の、市民・市民団体・事業所等の間における自由な流通を促進することを目的とします。

(対象となる業種)

小売業・飲食業・宿泊業・生活関連サービス業・娯楽業・医療業・その他サービス業のうち市長が適当と認めたもの

ただし、それらのうち、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規制等の対象とされているものは除くこととします。

併せて、協力店は、市ホームページに店舗紹介を掲載することから、彦根市ホームページ広告掲載取扱要綱に基づき、協力店の対象とすることが適当ではないと思われるものも除くこととします。

(対象地域・店舗)

市内全域を対象とし、彦根市内にある店舗を対象とします。

(地域通貨の受け入れ内容)

地域通貨を“クーポン券(割引券・サービス券)”として扱っていただくこととなります。料金割引やお土産等の特典付与をお願いします。

例 商品 %割引、食事後の飲物サービス、粗品進呈 等

* 受け入れる内容については、各店舗で決めていただきます。

* ただし、現金と同様の使い方や地域通貨のみでの商品提供はできませんのでご注意ください。

(協力(受け入れ)期間)

開始日は協力の申込みがあった日からとなります。終了日は限定していないため、協力辞退の申し出をされるまでの期間について、地域通貨の受け入れをお願いします。

(申し込み方法)

別紙申込書に記載のうえ、持参、郵送、FAXにより彦根市役所1階まちづくり推進室までお申し込みください。